



裁判を闘う

後藤昌次郎

毎日新聞社

著者紹介

後藤昌次郎（ごとう しょうじろう）

1924 年岩手県に生れる。東京大学法学部卒業。

現在弁護士。

著書「誤った裁判」（共著）「労働者の法律問題」

「冤罪」（以上岩波新書）

裁判を闘う

昭和五十九年二月十五日 印刷
昭和五十九年二月二十九日 発行

定価一四〇〇円

著者 後藤昌次郎

編集人 川合多喜夫

発行人 関根 望

発行所 毎日新聞社

〒一〇〇 東京都千代田区一ツ橋
〒五三〇 大阪市北区堂島
〒八〇二 北九州市小倉北区紺屋町
〒四五〇 名古屋市中村区名駅

印刷 中央精版
製本 正文社

● 目 次

I

現代捜査論——目石・土田邸事件を中心に	6
公判闘争の意義——松川公判を中心に	27
松川裁判——われわれは闘って勝ちました	42
司法の中立とは何か	57
裁判官の「独立」を犯す者はだれか	69

II

松川事件弁論	86
上告審弁論 I 良心なき裁判	88
上告審弁論 II 実行行為	104

上告審弁論Ⅲ	高橋被告の身体障害	116
上告審弁論Ⅳ	任意性判断の羊頭狗肉について	129
上告審弁論Ⅴ	虚構の経過とその破綻	135
上告審弁論Ⅵ	官憲の偽証を論ず	146
上告審弁論Ⅶ	検察官答弁に対する反論	164
差戻審弁論	赤間予言	169
八海事件第三次上告審弁論		184
恵庭事件弁論——核戦争と憲法		198
東大裁判意見陳述——「公平な裁判所」とは何か		214
警視庁総監公舎爆破未遂事件弁論序論		224
土田邸事件弁論序論		242
あとがき		269

裁判を闘う

装幀 長峰八州男

I

現代捜査論

——日石・土田邸事件を中心に

はじめに

あえて、あたりまえのことを書く。

あたりまえのことが、あたりまえとしてとおらない世の中だからだ。そういう無法が、法の名においてまかりとおっているからである。あたりまえのことが、あたりまえであるがゆえに気づかれず、見捨てられているからだ。そういう常識の盲点が、分別ありげに、人間らしい関心と道理を蝕んでいるからである。

警察や検察庁は、悪いやつを取締るところで悪いことをするところではない、と考えられている。そのような常識に隠れて、悪いやつを逃し、みせしめに、善良な人間を逮捕、勾留し起訴していることはないか。

爆弾事件といえはすぐ「過激派」を連想し、「過激派」ならやりかねないと思い、爆弾事件の被告たちは「過激派」であると思つてあやしまない。このような常識のおかげで、警察や検

察官が、人知れず、あるいは公然と、無実の人間を陥れているようなことがないか。

ひところは、「アカ」すなわち「過激派」であった。汽車の顛覆も、貨車の暴走も、交番の爆破も、不穏な出来事は「アカ」の仕業とされた。権力とマスコミはそのように宣伝し、世間もそれを常識とした。「アカ」だからクロだというのが世間の常識であり、裁判所も例外でなかった。松川事件、青梅事件、菅生事件、辰野事件の被告諸君は、一番ではすべて有罪。無罪が確定するまでには、十数年の苦闘を強いられたのである。

その後、フレームアップの対象は、「アカ」から「過激派」に移ったように見える。むしろ、このことは、フレームアップがなくなったということではないし、人権侵害がなくなったというでもない。「アカ」だからといってその人権の侵害が許されないように、「過激派」だからといって許されるわけがない。差別のあるところに人権はない。差別は、それ自体人権侵害であるばかりでなく、人権侵害を一般化する契機となる。「過激派」は別だと思っているうちに、「過激派」でもなんでもないものが「過激派」とされ、「過激派」同様に扱われ、「過激派」に対する扱いが一般的なものとなれ、人権と人権感覚がとめどなく蝕まれていく。

日石・土田邸事件は、現代の日本の、その象徴的事件である。

一九七一年（昭和四六）年一月一日、新橋の日本石油本館地下郵便局で、局員が小包二個を郵袋に落としこんだ瞬間に爆発、負傷した。小包の宛先は、後藤田正晴警察庁長官（当時）と今井敬文新東京国際空港公団総裁（当時）である。それから二ヵ月後の一月一日、土田国保警察庁警務部長（当時）邸で、夫人が小包をあけた瞬間に爆発、即死。居合わせた四男が負傷した。前者が日石事件、後者が土田邸事件である。

一月十八日は、その前年、京浜安保共闘が上赤塚交番を襲い、警官から射殺されたその日にあたっていた。土田警務部長は警官の行為を正当行為と表明していた。検察官の主張によれば、被告人増淵利行は主謀者となつて、その報復として土田邸事件を企てた、というのである。増淵君は、赤軍派に属していたことがあるが、京浜安保共闘とは何のつながりもない。赤軍派時代の毒劇物取締法違反事件で指名手配になっていたが、事件当時は赤軍派からも離れていた。日石・土田邸事件の被告諸君は、「過激派」はおろか、政治運動に関係したことのないのが大部分である。平凡な市民として増淵君と交際していたのである。それを被告人増淵が「説得」して日石事件を企て、日石事件の失敗を総括して土田邸事件を企てた、というのが検察官の主張である。

被告諸君の多くは、最初から爆弾事件で逮捕されたのではない。増淵君と一緒に旅行したとか、車を修理してやったとか、引っ越しを手伝ったとか、そういう日常の付き合いを口実に犯人隠避罪で逮捕され、そこから爆弾事件の犯人に仕立てられていったのである。

私は、松川事件、八海事件、青梅事件等の冤罪事件を担当する経験を持ったが、この日石・土田邸事件は冤罪事件の典型である、と断言することができる。

被告諸君は無実である。犯人隠避についても爆弾事件についても無実である。

犯人隠避事件について被告諸君は起訴されていない。これについて無実だというのは余計なことのようなが、そうではない。警察は、起訴できない無実の事件を利用して逮捕し、心身の自由を奪って、爆弾事件の自白を強要したのである。フレームアップによる典型的な冤罪事件なのだ。

被告諸君は、一一名中二名の女性のほか全員自白している。公判廷で自白した者もいる。注意しなくてはならないのは、こういう場合こそ誤判の落とし穴がある、ということである。誤った裁判のほとんどが、本人ないし「共犯者」の自白を過信するところから生まれている。だからこそ、近代法の原則が、自白の証拠能力と証明力を制限する方向に進んでいる。このことは自明の常識であろう。にもかかわらず、なぜ強調しなくてはならないか。あたりまえのこと、自明のことと思われるために、かえってこの大事なことが忘れられがちだからである。

世に知られた誤判事件が、なぜ裁判を誤ったか。なぜ、十何年もの歳月を費して、被告人はじめ多くの人々を苦しめなければならなかったか。別件逮捕、代用監獄を利用した自白の強要、誘導を、裁判所が見抜けなかったからである。そのためには、捜査権力は、証拠の隠滅や偽証も辞さない。ここに誤判の陥穽があり、不当に長期な裁判による、とりかえしのつかない人権侵害の根元があるのだ。

別件逮捕

三億円事件の草野青年の例を挙げるまでもなく、冤罪事件はほとんど別件逮捕で始まる。思いつくところを挙げて、松川事件、青梅事件、二俣事件、幸浦事件、小島事件などすべてそうである。最近無罪となった富士高校事件もそうだ。

別件逮捕というと、狭山事件でマスコミが大きくとりあげた。真犯人逮捕の有効適切な方法のようにとりあげた。しかし、これらの例からもわかるように、実は、無実の人間を犯人に仕立てる、手軽で安易な脱法手段にはかならない。狭山事件も、上告審で無実が深刻に争われて

いる。

それでは、なぜ別件逮捕がフレームアップに利用されるのか、なぜフレームアップに別件逮捕が有効適切かというと、別件逮捕によって、被疑者の弱みを押さえる、あるいは弱みを作り出す、そして被疑者を外界から遮断する。そうすることによって被疑者を暗黒の恐怖に突き落とすことができるからである。

肝心の点は、証拠があるから逮捕するのではない、証拠がないから逮捕するのだ、ということである。証拠がないから本件で逮捕することができない。そこで別件逮捕するのである。証拠がないから証拠をつくるために逮捕する。証拠とは自白である。ここに別件逮捕の秘密がある。

フレームアップに利用される別件逮捕には、ほぼ三つの類型がある。一つは、逮捕の必要がない犯罪事件を利用する場合。形式的には犯罪かもしれないが普通なら身柄を拘束しないような事件を口実に逮捕する。一年も前の友達との喧嘩、それも後で仲直りをした事件を口実に逮捕した松川事件の赤間君の例などがそれである。次は、犯罪でない事件を犯罪に仕立てて利用する場合。例えば東十条事件。バーにツケが残っていたのを無銭飲食にして詐欺罪にひっかけた。当人はむろん後で払う意志があったのだが、警察はバーの経営者を「説得」して被害届を作成、被疑者を逮捕して強盗強姦殺人事件を自白させた。もう一つの類型は、警視庁総監公舎爆破未遂事件のように、別件そのものが全く被疑者とかかわりのない場合である。この事件は、日石・土田邸事件と並ぶフレームアップの爆弾事件である。

いずれにしろ、本来逮捕すべきでない事件を利用して逮捕する。官憲は体裁をつくらうけれども、別件逮捕がたまたま本件の捜査に発展したのか、それとも、当初から別の狙いがあった

別件逮捕を利用したのか、見る目と意志さえあれば直ちに見破ることができる。

日石・土田邸事件についていえば、被告諸君の多くは、最初、犯人隠避罪で逮捕された。繰り返しになるが、犯人隠避罪では起訴されていない。起訴できなかったのである。例えば、松本博君は保守派に属する青年である。左翼でも「過激派」でもない。商店の跡取りで、商売に成功して店のビルを持つのが生涯の念願であった。増淵君と思想的・政治的つながりは全くなく、ふとしたことから知り合い、増淵君が指名手配中の人物とは夢にも知らず、ただ人間的な親しみで交際し、一緒に旅行もし、引越しも友達として手伝ったにすぎない。犯人隠避という大それた意図も認識もなかった。それを犯人隠避罪にこじつけて逮捕する。

判例によれば、犯人隠避罪の「犯人」とは、真犯人でなくても容疑者であればいい、というのである。隠避というのは、蔵匿以外の方法で官憲の発見、逮捕を免れしむべき一切の行為を指すということになっている。警察さえその気になれば、容疑者と交際のある者は、簡単にこじつけて逮捕することができる。増淵君と付き合っていた者は、犯人隠避罪で片っぱしから逮捕された。

このようなやり方を、警察では板金捜査と称している。非科学的なカンと見込みだけで片っぱしから逮捕し、見込みどおりの自白と「犯人」を叩き出す。そこにあるのは証拠でなく、単なる見込みであり、見込みどおりに「犯人」——この場合すなわち自白となるわけであるが——を叩き出そうとする権力の執念である。『週刊新潮』に平塚八兵衛という退職刑事の体験談が連載されて、その中でその刑事は、別件逮捕はどこが悪い、とひらき直っている。警視庁きつての名刑事といわれ、その功績を惜しまれつつ去ったといわれる人物が、このように手の

内と本音を吐いているのは、貴重な資料である。どんな感覚と手口で警察が捜査を遂行しているか、語るに落ちたといわなければならない。

日石・土田邸事件で警察が一貫してとったのは、この板金捜査である。客観的証拠や情況証拠を丹念に積み上げて犯人像に迫る、というのではない。警察が見込みをつけた「過激派」を片っぱしから逮捕して、その中から「犯人」すなわち自分を叩き出そうとした。

闇夜に鉄砲、あたればまぐれあたりというべきこの捜査方法において、自分は真実性の問題でなく、抵抗力の問題である。

被告諸君の中では、主犯とされる増淵君がまず板金捜査の対象とされた。増淵君は、七二年九月一〇日、指名手配されていた事件で逮捕されたが、土田邸事件で起訴されたのは七三年四月四日、日石事件で起訴されたのは五月五日である。驚くべきことに、この間七回にわたって逮捕勾留がむし返されている。短時日、釈放されたことがあるが、その間も警察は増淵君を出頭させ、また泳がせ、必要に応じて別件で逮捕し、これを何回も繰り返して、本件自分を叩き出したのである。鋼鉄のような人間でなければ、手段を選ばないこのような捜査に堪えられるものではない。

刑事訴訟規則一四三条の三は、「被疑者が逃亡する虞れがなく、かつ罪証を隠滅する虞れがない等明らかに逮捕の必要がないと認められるときは、逮捕状の請求を却下しなければならない」と定めている。すなわち、逮捕・勾留は、逃亡、罪証隠滅など、刑事手続回避の危険を防止するためのやむをえない措置として認められているのであって、自分を追求するために認められているのではない。証拠についていえば、隠滅防止のために認められているのであって、

積極的な収集のために認められているのではない。

しかし、逮捕するに足る証拠がなく、自白追求より手がないと考える場合には、別件逮捕ほど手軽で強力な便法はない。手軽なのは、科学的証拠収集を回避して簡単に令状主義を脱法できるからであり、強力なのは、被疑者を外界から隔離して権力の捕囚とし、自白を追求する絶好の手段となるからである。

戦前は、行政執行法の濫用による連続検束やたらい回し、違警罪即決例などが被疑者の取調べ、拷問に利用され、そのためにこれらの法令が廃止されて、人身の自由を保障する手続が憲法や刑事訴訟法に定められたが、別件逮捕は、その規定をもぐって、戦前の伝統をついでいるのである。

私人が他人を一〇日間も逮捕監禁するようなことがあれば、誰しもひどいことだと思ふ。逮捕監禁された者が何か自白したり証文に判をつくようなことがあっても、誰もそれが任意になされたとは思えない。同様のことを捜査官憲がやった場合はどうか。別件逮捕勾留はまさに同様のことなのである。これを同様と感ぜないのは、適法の装いをこらしているからである。あるいは、警察がひどいことをするはずがないという迷信があるからである。

しかし実質は同じだ。むしろ、このようなことさえ「適法に」なしうるといふ権力の絶対性ゆえに、被疑者に対する脅威は絶大である。これを何回も繰り返されたら大抵の人間は参ってしまう。身に覚えのないこと、覚えがあっても犯罪でないこと、あるいは犯罪としてもとるに足りないようなこと、こういうことで逮捕勾留を繰り返された場合、官憲の絶対的な力におしひしがれない者はほとんどないであらう。

被告諸君に対する別件逮捕勾留は、このような狙いで強行されたのである。

自白

冤罪事件には、被告と犯罪を結びつける客観的証拠は本来ありえない筈である。物証そのものがデッチ上げられることがないわけではないが、普通、本人か「共犯者」の自白をデッチ上げるより手がないのである。

誤判事件は、ほとんど自白事件である。戦後、再審で無罪となった「岩窟王」事件、金森事件、長野の放火事件も自白事件である。

誤判事件のほとんどが自白事件なのは理由がある。否認事件は客観的な証拠で固めざるをえない。捜査は科学的になり、裁判も誤判から免れ易いのである。

否認事件で裁判を誤るのは、菅生事件のように、警察がフレームアップを意図して「現行犯逮捕」をデッチ上げたような場合である。現行犯逮捕だから犯人に決まっていると裁判所は安心する。その実、被告は警官隊の張込んだ現場におびきよせられたので、真犯人は警官であった。日本の警察は、事件直後から、真犯人を九州の山奥から東京のと真中の警察大学の中にかくまったのである。

自白事件の場合は、自白があるということで安心してしまふ。憲法の規定にかかわらず、今なお、自白は証拠の女王である。

日石・土田邸事件では、被告諸君は、二人の女性、前林則子、江口良子両君を除いて自白している。公判廷で自白した被告もある。青梅事件でも大多数の被告が自白した。しかも、五名